

子育て

妊娠したら

母子健康手帳

▶子ども家庭センター課母子保健係

子ども家庭センターに妊娠の届出をした方には「母と子の保健バッグ」を差し上げます。この中には、母子健康手帳と、妊娠・出産・育児に関する手引書や妊婦健康診査受診票などが入っています。母子健康手帳はお母さんと子どもの健康の記録として長く使用するものです。内容については、子ども家庭センターへお問い合わせください。

出産・子育て伴走型支援事業

▶子ども家庭センター課母子保健係

すべての妊婦さんと子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、身近で相談に応じ支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に行っています。妊娠届出時面談を受けた妊婦さんに、出産応援ギフト・産後新生児訪問等面談を受けた保護者に、子育て応援ギフトを差し上げます。詳細は、子ども家庭センターへお問い合わせください。

パパママクラス

▶子ども家庭センター課母子保健係

お父さんお母さんになる方を対象とした教室です。助産師、栄養士、歯科医師、保健師等が妊娠、出産・子育てなどについてお話しします。実施日、時間などは子ども家庭センターへ直接お問い合わせください。

妊婦健康診査

▶子ども家庭センター課母子保健係

子ども家庭センターに妊娠届を出したときに交付された母と子の保健バッグの中に「妊婦健康診査受診票」が入っています。この受診票により、妊娠中に14回、都内の契約医療機関等で診察などの費用が一部助成されます。
(多胎妊娠の方は、産後申請すると追加で5回分の費用が一部助成されます。)

里帰り等妊婦健康診査費助成金制度

▶子ども家庭センター課母子保健係

里帰り等で妊婦健康診査受診票が使用できない医療機関等で妊婦健康診査を受診した方で受診日に市内に住所を有する方は、妊婦健康診査費助成金が申請により交付されます。

出産するにあたって

▶子ども家庭センター課子ども家庭支援係

〈入院助産制度〉
出産にあたり、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院または助産所へ入院できない方に対し、児童福祉法による指定を受けた病院、助産所での出産費用を助成する制度です。ご相談ください。

赤ちゃんが生まれたら

出生届

▶総合窓口課総合窓口係

生まれた日を含めて14日以内に、父母の本籍地、届出人の所在地、出生地のいずれかの市区町村に、出生証明書、母子健康手帳、国民健康保険証(加入者のみ)、本人確認書類を持参のうえ、出生届を提出してください。

妊産婦・新生児訪問指導

▶子ども家庭センター課母子保健係

妊婦や産後のお母さんの心や身体の相談、お子さんの発育や育児等、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。母子健康手帳交付時にお渡しする「出生通知票」を出生届とともに総合窓口課に提出してください。後日、子ども家庭センターよりご家庭に連絡し、助産師等が家庭訪問をします。

児童手当

▶子ども育成課手当助成係

お子さんの出生後、申請ができます。中学校修了前までの児童を養育している方に支給します。(P31「各種手当」を参照) ※R6年10月分以降の手当より、対象等拡充予定。

乳幼児の医療費助成(㊤医療証)

▶子ども育成課手当助成係

小学校就学前の児童を養育している方に、健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成します(入院時食事代等を除く。)

育成医療費助成事業

▶子ども育成課手当助成係

18歳未満の児童で一定の機能障害があり、手術等により、障害の改善が見込まれる方に対し、保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割は本人負担です。
(所得に応じた自己負担上限額及び所得制限有)

乳幼児健康診査・すくすく歯科健診

▶子ども家庭センター課母子健康係

■乳幼児健康診査

お子さんの健やかな成長のための健康診査です。内容は身体測定、診察、栄養相談などです。生後3か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に実施しています。

■すくすく歯科健診(乳幼児歯科健康診査)

3歳11か月までのお子さんが対象です。歯科相談も受けられます。

育児相談・離乳食教室・すくすくベビークラス

▶子ども家庭センター課母子保健係

■育児相談

保健師、助産師、栄養士による身体測定や母乳・栄養相談、育児の相談を実施しています。

■離乳食教室

乳幼児とお母さんなどを対象に離乳食の作り方、食べ方などを学べる楽しい教室です。

■すくすくベビークラス

赤ちゃんとの生活についてのお話、ふれあい遊びなど、他のお母さんとも交流できる教室です。

予防接種

▶健康課健康管理係

■個別接種

ロタウイルス	●ロタリックス 出生6週後から24週後までに2回接種 ●ロタテック 出生6週後から32週後までに3回接種 ※ワクチンにより接種回数異なります。
B型肝炎	生後から1歳未満の間に3回接種
ヒブ・小児用肺炎球菌	●ヒブ 2か月から5歳未満の間に4回接種 ●小児用肺炎球菌 2か月から5歳未満の間に4回接種 ※ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは、接種を開始した年齢により接種回数異なります。
四種混合	2か月から7歳6か月未満の間に4回接種
水痘	1歳から3歳未満の間に2回接種
MR（麻しん・風しん混合）	●1期（1回接種）1歳から2歳未満 ●2期（1回接種）5歳から7歳未満の年長時期
麻しんと風しん（単独接種）	●1期（1回接種）1歳から2歳未満 ●2期（1回接種）5歳から7歳未満の年長時期 ※麻しんまたは風しんに罹患（かかった）したことが明らかな場合は、罹患していない方のワクチンを用いても麻しん・風しん混合ワクチン（MR）を使用しても差し支えありません。
二種混合	11歳から13歳未満
日本脳炎	●1期：6か月から7歳6か月未満の間に3回接種 ※3歳未満で日本脳炎ワクチンを接種する場合は、ワクチンの量が0.25mlとなりますので、ご注意ください。 ●2期：9歳から13歳未満の間に1回接種 ※以下の生年月日に該当する方は、積極的勧奨を差し控えていたことにより、特例定期接種対象者になります。 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方は、20歳未満の間に不足回数分を接種することができます。
HPV（子宮頸がん予防ワクチン）	小学6年生から高校1年生相当の女子…3回接種を行います。 ※平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた方は、積極的勧奨を差し控えていたことにより、令和7年3月31日までの間は、不足回数分を接種することができます。

■集団接種

BCGは集団接種です。指定した日時に保健センターで受けることができます。

BCG	標準的接種期間：5か月から8か月未満（接種は1歳未満まで可能です。）1回の接種で完了です。
-----	---

■福生市予防接種・子育て健康ナビ（アプリ）

福生市の予防接種、乳幼児健診などの子育て情報を提供するサービスです。お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします。

産後ケア事業

▶こども家庭センター課母子保健係

産後、支援が必要なママ・パパ・赤ちゃんに対し、助産師等が宿泊・通所・訪問にて産婦の心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう産後の生活を支援します。詳細は、こども家庭センターへお問い合わせください。

産前・産後支援ヘルパー事業

▶こども家庭センター課こども家庭支援係

妊娠中から出産後体力が回復するまでの間、育児や家事援助などが必要な家庭にヘルパーを派遣します。

対象	市内在住で母子健康手帳を取得してから出産後6か月以内（多胎出産は1年内）の家庭
内容	簡単な食事の支度や下準備、衣類の洗濯や掃除等の家事援助、沐浴の介助や健診等の付添い等の育児援助
利用回数	1日4時間以内（1日の派遣回数は2回まで）
利用時間	午前8時～午後7時（1時間単位）
利用料	1時間につき700円
利用申込み	母子健康手帳を持参しうえ、こども家庭センターへ直接お申込みください。 利用料は当日ヘルパーにお支払いください。

乳幼児ショートステイ

▶こども家庭センター課こども家庭支援係

保護者が病気、出産、看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等で一時的に養育することができないとき、短期間お子さんをお預かりします。

対象	市内在住で生後57日から小学校就学前の乳幼児
利用期間	1回につき原則として7日以内
利用施設	社会福祉法人「東京恵明学園」
利用料	1日につき宿泊保育4,000円 日中保育3,000円～4,000円

ファミリー・サポート・センター

▶こども家庭センター課こども家庭支援係

育児の援助を行える方（提供会員）と育児の援助を受けたい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織（有償ボランティア）です。

提供会員	市内在住の心身とも健康な20歳以上の方で、センターで行う講習会を修了した方
依頼会員	市内在住または在勤し、生後57日から小学校6年生までの児童の保護者で育児の援助を必要とする方
問合せ	福生市福祉センター1階 (社)福生市社会福祉協議会内 ファミリーサポートセンター TEL 510-0904

保育園

▶子ども育成課保育・幼稚園係

保育園は保護者が仕事や病気などの理由によってお子さんを家庭で保育できないときに、保護者にかわって保育をする施設です。

■入園の条件

保育園に入園できる児童は、保護者がいずれかの事情にある場合です。

- ・就労（3日以上かつ1日4時間以上就労）
- ・母の出産（出産予定月とその前後2か月間の入園。多胎児の場合は、出産予定月とその前後3か月間の入園）
- ・疾病・障害または家族の介護・看護
- ・求職中（3か月間の入園）、就学、災害の復旧等

■認可保育園一覧表

保育所名	所在地	認可定員	電話番号	受入年齢
東福保育園	福生209	105	551-0734	生後57日から
若葉保育園	熊川1430	100	551-2955	生後3か月から
加美平保育園	加美平4-1-1	115	551-5491	生後57日から
福生杉ノ子保育園	志茂47-3	130	551-9175	生後57日から
杉ノ子第二保育園	南田園3-4-2	130	551-9305	生後57日から
杉ノ子第三保育園	熊川373-1	140	551-8446	生後57日から
弥生保育園	加美平3-37-13	100	552-1036	生後57日から
福生保育園	福生1058-11	80	551-0152	生後57日から
すみれ保育園	福生959-8	104	513-3410	生後57日から
熊川保育園	熊川597-1	80	551-0632	生後57日から
わらべつくし保育園	南田園1-4-12	90	539-1551	生後57日から
ありんこ保育園	加美平1-17-7	41	551-2032	生後57日から

■認定こども園一覧表

保育所名	所在地	認可定員	電話番号	受入年齢
牛浜こども園	牛浜121-4	保育園60 幼稚園6	552-1693	生後57日から
不動の森こども園	福生2143-11	保育園82 幼稚園6	551-5811	生後57日から

■小規模保育園一覧表

保育所名	所在地	認可定員	電話番号	受入年齢
ちゃいれっく福生駅前保育園	東町4-8	19	551-8823	生後43日から2歳

認証保育所利用助成

▶子ども育成課保育・幼稚園係

認証保育所を利用されている方で、認可保育園より高い保育料を支払っている場合、お子さんが認可保育園に入園した場合の保育料と、認証保育所の保育料との差額を助成します。

対象	次のいずれにも該当する方です。 ①福生市民である。 ②お子さんが認証保育所に通所している。 ③保護者が仕事などの理由により、家庭で保育できない要件がある。 ④認可保育園よりも高い保育料を支払っている。
申込み	認証保育所との利用契約時に認証保育所利用助成に関する同意欄に署名していただきます。
問合せ	子ども育成課保育・幼稚園係（TEL 551-1780）

休日保育

▶子ども育成課保育・幼稚園係

日曜または祝日に保護者が仕事などの理由により、家庭で保育できない場合、お子さんをお預かりします。

対象	市内在住の生後57日から小学校入学前のお子さんまたは市内の保育園に通園している市民以外のお子さんで休日に保育を必要とする場合
利用日時	日・祝日（年末年始を除く。） 午前7時30分～午後6時30分
実施園	杉ノ子第二保育園 （南田園3-4-2 TEL 551-9305） すみれ保育園 （福生959-8 TEL 513-3410）
保育料	認可保育園、認可こども園、小規模保育園及び認証保育所を利用しているお子さんは別途保育料はかかりません。（弁当は持参） 上記以外の方は、各保育園にお問い合わせください。
その他	①初めて利用する方は、事前に面接が必要です。 ②お弁当、おむつ、ふとん等用意するものは、面接時に保育園から説明します。 ③予約状況によって利用できないこともあります。

年末保育

▶子ども育成課保育・幼稚園係

認可保育園が休園となる12月29日から31日までの間、保護者が仕事などの理由により、家庭で保育できない場合、お子さんをお預かりします。

対象	市内在住の生後57日から小学校入学前のお子さんで保護者のいずれもが仕事・出産・看護等により、家庭で保育できない要件があるお子さん
利用日時	12月29日～31日 7時30分～18時30分 ※12月31日は13時まで
実施園	すみれ保育園 （福生959-8 TEL 513-3410）
保育料	児童一人につき1日2,700円（おやつ代込み） ※昼食は各自でご用意ください。
その他	①定員は先着6～10人※お預かりするお子さんの年齢によって異なります。 ②詳細は11月ごろ、広報等でお知らせします。

病児保育

▶子ども育成課保育・幼稚園係

お子さんが風邪やインフルエンザなど病気にかかったとき、医療機関併設の病児保育室で看護師と保育士がお子さんをお預かりします。

対象	次のいずれにも該当するお子さん ①生後6か月から小学校6年生である。 ②保護者が就労、傷病、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育が一時的に困難である。 ③医師の診察を受けている。(当日受診可)
曜日・時間	月～金曜日 (祝日、8月のお盆休み、年末年始を除く。) 午前8時～午後6時
実施施設	病児保育室 あんず(牛浜8 TEL 513-4158) ※しみず小児科・内科クリニック併設
保育料	保育料 市民の方 1日1,000円 市民以外の方 1日2,000円 (弁当・おやつは持参) ※申込み時にお支払いください。 ※市民の方の保育料は、保護者の状況により免除となる場合があります。
その他	①定員は1日6人です。 ②利用する前に電話にて事前に予約をしてください。 ③当日、申込書を提出してください。 ④市民が優先利用できることとし、空きがある場合には市民以外の方も受入れます。 ※キャンセルは早めにご連絡ください。

病後児保育

▶子ども育成課保育・幼稚園係

お子さんが病気の回復期にあり、まだ集団生活に戻るには心配であり、あと何日かどこかで見てほしい、そんなお子さんをお預かりします。

対象	次のいずれにも該当するお子さん ①生後6か月から小学校6年生である。 ②保護者が就労、傷病、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育が一時的に困難である。 ③医師の診察を受けている。
曜日・時間	月～金曜日(祝日、年末年始を除く。) 午前8時～午後6時
実施園	福生保育園(福生1058-11 TEL 530-2072)
保育料	保育料 市民の方 1日1,000円 市民以外の方 1日2,000円 (給食・おやつ代は別途350円) ※申込み時にお支払いください。 ※市民の方の保育料は、保護者の状況により免除となる場合もあります。
その他	①定員は1日4人です。 ②利用する前に電話にて事前予約をしてください。 ③当日、申込書を提出してください。 ④市民が優先利用できることとし、空きがある場合には市民以外の方も受入れます。 ※キャンセルは早めにご連絡ください。 ※症状により利用できない場合もありますので、実施園へ確認してください。

一時預かり

▶子ども育成課保育・幼稚園係

保護者の病気や心身のリフレッシュなどで一時的に家庭で保育することができないときにお子さんをお預かりします。なお、状況によって利用できないこともあります。

保育日	月～金曜日(祝日、年末年始を除く。)の週3日以内
時間	午前7時～午後6時(8時間以内)
実施園	市内の認可保育園、認定こども園、小規模保育園
対象	小学校入学前のお子さん(市民のみ)
保育料	1日2,500円 半日1,250円(4時間未満)
申込み	事前に面接・申込みが必要です。各保育園へお問い合わせください。

定期利用保育

▶子ども育成課保育・幼稚園係

保護者が仕事・出産・介護などの理由により、家庭で保育できない場合、お子さんを最大で年度内1年間継続的にお預かりします。また、進級の際には保育園を優先利用できるよう配慮します。なお、状況によって利用できないこともあります。

保育日	月～土曜日(祝日、年末年始を除く。)
時間	午前7時～午後6時(延長保育も利用可)
実施園	すみれ保育園
対象	原則1歳児クラス 保護者が仕事等により家庭で保育できない方
保育料	認可保育園と同様に所得等に応じた額
必要書類	申込書・就労証明書等 ※通常の保育園入園申込みと同じ
申込み	必要書類をそろえて、市へお申込みください。

私立幼稚園の入園

▶子ども育成課保育・幼稚園係

市内には私立幼稚園が4園あります。募集要項、費用などの詳しいことは、直接、各幼稚園へお問い合わせください。

■私立幼稚園一覧表

幼稚園名	所在地	電話番号
牛浜幼稚園	熊川960	551-3159
聖愛幼稚園	熊川490	551-3928
清岩院幼稚園	福生509	551-0341
福生多摩幼稚園 ※休園中	福生1276	551-4429

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

▶子ども育成課保育・幼稚園係

市内在住(住民登録のある方)で、私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し保育料及びその他納付金の一部を補助する制度です。

交付は10月と3月の年2回です。

※申請書は各幼稚園を通して配布しますが、届かない場合は子ども育成課保育・幼稚園係までお問い合わせください。

ひとり親家庭などのために

ひとり親家庭相談

▶こども家庭センター課こども家庭支援係

母子及び父子家庭の方を対象に経済上の問題、お子さんの養育や就学・就職の問題、その他生活上の悩みなどの相談に応じます。

相談日	毎週月～金曜日及び、第2・第4土曜日（祝日・年末年始は除く。） 午前9時～午後4時 （相談が重なることがありますので、あらかじめ電話等でご予約ください。）
場所	こども家庭センター
相談員	母子・父子自立支援員
問合せ	TEL 539-2555

東京都母子及び父子・女性福祉資金

▶こども家庭センター課こども家庭支援係

都内に6か月以上住み、20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉向上を図るため、12種類の資金を無利子または低利子でお貸しします。

また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸しします。

■資金の種類

修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金

ひとり親家庭等の医療費助成（医療証）

▶子ども育成課手当助成係

ひとり親家庭等（母子・父子家庭、母または父に重度の障害がある家庭等）に対して、健康保険が適用される医療費の自己負担額（一部本人負担の場合あり）を助成します。

対象	ひとり親家庭の母または父、両親がいない児童などを養育している養育者、ひとり親家庭の児童（所得制限があります。）
----	---

教育

小・中学校の入学

▶学務課学務・給食係

小・中学校に入学するときは、その年の1月下旬ごろまでに、教育委員会から入学通知書を送ります。新入学児童は、前年4月2日から本年4月1日までの間に満6歳に達する児童です。

また、新しく小学校へ入学するお子さんのいる保護者あてに、前年の10月末日までに「就学時健康診断通知書」を送ります。次の場合は、学務課学務・給食係へご連絡ください。

- ・「入学通知書」が届かないとき
- ・国公立または私立の小・中学校、特別支援学校等へ就学する場合
- ・病気、発育不全などで就学義務の猶予・免除を希望するとき
- ・外国人で入学を希望するとき

転校手続き（転入、転出、市内転居）

▶学務課学務・給食係

転入	総合窓口課で転入の手続きをしてください。「転（編）入学通知書」を交付します。次に、この「転（編）入学通知書」と前に在学していた学校からの転校書類（在学証明書、教科書給与証明書等）を添えて、入学する指定学校へ提出してください。
転出	総合窓口課で転出の手続きをしてください。「転学通知書」を交付します。この「転学通知書」を在学している学校へ提出し、転学書類を受け取り転出先の市区町村で転入手続きをしてください。
市内転居	総合窓口課で市内転居の手続きをしてください。「転学通知書」と「転（編）入学通知書」を交付します。まず「転学通知書」を在学している学校へ提出し、転校書類の交付を受けてください。次に入学する指定学校へ「転（編）入学通知書」とともに提出してください。

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の就学

▶学務課学務・給食係

■特別支援学級

個々の児童・生徒に応じた指導計画に基づく教育活動を展開しています。

小学校特別支援学級	種別
福生第一小学校 ひまわり学級	（固定学級）知的障害
福生第二小学校 くまがわ学級	（固定学級）知的障害
福生第六小学校 かめのご学級	（固定学級）自閉症・情緒障害
福生第七小学校 ことばの教室	（通級指導学級）言語障害
福生第三小学校（拠点校）	（特別支援教室）情緒障害等
福生第一小学校	
福生第四小学校	
福生第六小学校	
福生第五小学校（拠点校）	
福生第二小学校	
福生第七小学校	

中学校特別支援学級	種別
福生第一中学校 8組	（固定学級）知的障害
福生第一中学校 9組	（固定学級）自閉症・情緒障害
福生第一中学校	（特別支援教室）情緒障害等
福生第二中学校	
福生第三中学校（拠点校）	

教育相談

▶教育相談室

子どもの教育上の問題（学業不振や不登校、情緒面の課題など）や、就学についての相談をおこなっています。相談は予約制ですので、あらかじめ電話などで申し込んでからお越しください。

相談日時	毎週月～土曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前8時30分～午後5時15分
場所	子ども応援館 北田園 2-5-7
相談員	専任教育相談員、心理相談員
申込み	教育相談室 TEL 551-7700

学童クラブ

▶子ども政策課子ども政策係

学童クラブとは、保護者の就労等により、放課後家庭で適切な育成を受けられない小学生を対象に、遊びや生活の場を設け、健全な育成を図る事業です。

育成時間	月～金曜日…下校時～午後6時 土曜日及び学校が休みの期間 …午前8時30分～午後6時
延長育成時間	午前8時～8時30分、午後6時～7時

※すべての学童クラブで延長育成（有料）を実施しています。詳細は各クラブへお問い合わせください。

※武蔵野台・熊川・田園は午前7時30分から及び、午後8時までの延長育成があります。

■学童クラブ一覧

クラブ名	目安となる小学校	所在地	電話
武蔵野台	第一・第六小学校	武蔵野台1-12-2	551-6732
臨時スマイル	第一小学校	福生1055	551-1120
たんぼぼ	第二小学校	熊川559-1	552-0717
臨時第2たんぼぼ	第二小学校	熊川623	553-9402
熊川	第二・第三小学校	熊川1143-1	539-1587
臨時さくら	第三小学校	牛浜162	552-8255
わかざり	第四小学校	福生1280-1	551-8165
臨時ゴッチ	第五小学校	南田園1-2-2	552-0445
亀の子	第六小学校	加美平1-20-6	552-0446
臨時第2亀の子	第六小学校	加美平1-9-1	553-2811
田園	第五・第七小学校	南田園3-6-1	553-3756
臨時第2田園	第七小学校	北田園1-1-1	551-4690

ふっさっ子の広場

▶子ども政策課子ども政策係

市内の小学生が放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心してすごせる「学び・体験・交流」の場です。市内全小学校において実施しています。広場への参加には登録が必要となりますので、登録の方法については各広場にお問い合わせください。

実施日	月～金曜日の放課後 （祝日、年末年始などを除く。）
-----	------------------------------

詳しい実施日や実施時間は、毎月各小学校で配られる「おたより」をお読みください。

■ふっさっ子の広場一覧

広場名	場所	電話（広場直通電話）
一ふっさっ子の広場	福生第一小学校内	530-2320
二ふっさっ子の広場	福生第二小学校内	530-7751
三ふっさっ子の広場	福生第三小学校内	551-0528
四ふっさっ子の広場	福生第四小学校内	530-2234
五ふっさっ子の広場	福生第五小学校内	551-5068
六ふっさっ子の広場	福生第六小学校内	551-4581
七ふっさっ子の広場	福生第七小学校内	551-9381

教育費用の援助（就学援助）

▶学務課学務・給食係

小・中学生がいるご家庭で、経済的に困りの場合は、学用品費、修学旅行費等を市で援助しています。申請に基づき、要綱に定められた基準により認定された場合に適用となります。

義務教育就学児の医療費助成（㊦医療証）

▶子ども育成課手当助成係

小学1年生から中学3年生の児童を養育している方に、健康保険が適用される医療費の自己負担額（入院時食事代等を除く。）を助成します。ただし、通院（調剤を除く。）1回当たり200円（上限額）の自己負担があります。

高校生等の医療費助成（㊧医療証）

▶子ども育成課手当助成係

高校1年生～3年生相当の児童を養育している方に、健康保険が適用される医療費の自己負担額（入院時食事代を除く。）を助成します。ただし、通院（調剤を除く。）1回当たり200円（上限額）の自己負担があります。

入学資金融資

▶教育総務課教育総務係

大学、短大、高校、専門学校などに入学される方の保護者で、入学時納入金を一括で納入することが困難な方に対し、市の指定する金融機関に融資をあっ旋します。

申込資格は次のとおりです。

- ・市内に引き続き1年以上住所を有すること
- ・総所得金額が一定の基準以下であること
- ・市税を滞納していないこと
- ・市の指定する金融機関が指定する保証会社の保証を受けられること
- ・この入学資金以外に同種の資金の融資を受けていないこと

融資限度額	120万円
償還期間	4年以内（措置期間を含む。）

中学校卒業程度認定試験

▶文部科学省生涯学習推進課 TEL 03-5253-4111 (代)

▶東京都教育庁地域教育支援部義務教育課

TEL 03-5320-6752

病気などで中学校を卒業できなかった方のために、国が行う試験があります。

※文部科学省ホームページで受験案内を掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sotugyo/index.htm

受験生チャレンジ支援事業

▶社会福祉協議会 TEL 552-2121

受験生チャレンジ支援貸付金は、学習塾などの費用や高校や大学などの受験費用について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の受験生の子どもへの支援を目的とした貸付金です。

※収入要件有

※貸付対象となる塾等や学校の要件有

※進学先に入学した場合、一定の手続きにより返済が免除されます。

〈貸付金の種類〉

○学習塾等受講料貸付金 ○受験料貸付金

子育てするなら ふっさ情報サイト「こぶくナビ」

▶子ども政策課子ども政策係

子育てに関する情報を目的別、年齢別に掲載している市ホームページ内の子育て特設サイトです。スマートフォンからも利用しやすくなっていますので、ぜひご利用ください。



各種手当

▶子ども育成課手当助成係

手当名	対 象	支給月額	支給月	制限	
				所得	施設入所
児童手当	中学校修了までの児童を養育している方 ※R6年10月分以降の手当より、対象等拡充予定	3歳未満一律 15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円 (第3子以降は 15,000円) 中学生一律 10,000円 ※養育者の所得が、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額 5,000円を支給 ※所得上限限度額以上の場合は支給なし	2 ・ 6 ・ 10月	あり	もらえる (施設設置者)
児童育成手当	次の児童(18歳に到達した年度末まで)を養育している方 ◎父または母が離婚・死亡・生死不明 ◎父または母に引き続き1年以上遺棄されている ◎父または母が法令により1年以上拘禁されている ◎婚姻によらないで生まれ父に扶養されていない ◎父または母が重度の障害を有している	13,500円	2 ・ 6 ・ 10月	あり	もらえない
	20歳未満のい身に重度の障害のある児童を養育している方 ◎身体障害=身体障害者手帳1・2級程度 ◎知的障害=愛の手帳1~3度程度 ※手帳等の交付を受けていないが、同程度の障害を有する児童 ◎脳性麻痺 ◎進行性筋萎縮症	15,500円	2 ・ 6 ・ 10月	あり	もらえない
児童扶養手当	次の児童(18歳に到達した年度末まで、ただし障害のある児童の場合20歳未満)を養育している方 ◎父または母が離婚・死亡・生死不明 ◎父または母に引き続き1年以上遺棄されている ◎父または母が法令により1年以上拘禁されている ◎婚姻によらないで生まれ父に扶養されていない ◎父または母が重度の障害を有している ※R6年11月分以降の手当より、一部拡充予定	第1子 全部支給 45,500円 一部支給 45,490円~10,740円 第2子 全部支給 10,750円加算 一部支給 10,740円~5,380円加算 第3子以降(1人につき)全部支給 6,450円加算 一部支給 6,440円~3,230円加算	1 ・ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 9 ・ 11月	あり	もらえない
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 1級 ◎身体障害=身体障害者手帳1・2級程度 ◎知的障害=愛の手帳1・2度程度 2級 ◎身体障害=身体障害者手帳3級程度 ◎知的障害=愛の手帳3度程度 ※障害の状況や疾病の程度によって1級あるいは2級と判定されます。	1級 55,350円 2級 36,860円	4 ・ 8 ・ 11月	あり	もらえない